

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案に係る異議申出について

今帰仁村公告第 24 号での公告今帰仁農業振興地域整備計画の変更案について、令和8年3月26日までに、下記により異議申出を提出することができます。

記

1 意見書の提出及び問い合わせ先

今帰仁村役場 2階 経済課

今帰仁村字仲宗根219

電話:0980-56-2256

FAX:0980-56-2105

Eメール:nousei01@vill.nakijin.lg.jp

2 異議申出の提出に当たっての注意事項

(1)提出方法

経済課窓口への持参又は郵便、ファックス、電子メールのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。(日本語表記のみ)

(2)住所等の表記

個人が異議申出を提出するときは、住所、氏名、電話、法人が異議申出を提出するときは、法人名、代表者名、担当者名、事務所の所在地を記載してください。

(3)異議申出の市町村決定

提出された異議申出は、公表する場合があります。但し、特定の個人が認識しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(4)異議申出の取り扱い

提出された異議申出に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第11条第4項の規定により、提出された異議申出の決定については、縦覧期間満了後60日以内に決定し、公告します。

(5)その他

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案以外に対しての異議申出の提出はできません。

令和 年 月 日

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案に係る異議申出

今帰仁村長 殿

住所 _____

氏名(会社名) _____

担当者(会社) _____

電話 _____

今帰仁農業振興地域整備計画の変更案について、下記のとおり異議申出を提出します。
なお、異議申出において下欄の注意事項を読み、当該注意事項について全て承諾いたします。

記

異議申出

注意事項

- 1異議申出の内容を公表する場合があります。
特定の個人が認識しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。
- 2異議申出に対する個別の回答は行いません。
今帰仁農業振興地域整備計画案の異議申出の決定について公告いたします。